

大分県報

令和六年
号外（二）
一月三十日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第一号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四の次に次の一条を加える。

（月の中途の異動等をした職員に関する特例）

第十五条の五 月の中途において人事委員会の定める事由により、新たに条例第十三条の六第一項の職員たる要件が具備されるに至つた職員（以下この条において「新採職員」という。）又は通勤の実情の変更を生ずる職員については、第十五条の規定にかかわらず、その事由（以下この条において「月の中途の異動等」という。）の生じた日（以下この条において「月の中途の異動日」という。）の属する月（以下この条において「異動月」という。）から通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を改定する。ただし、通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給の開始又は支給額の改定については、第三条の規定による届出が、月の中途の異動日から十五日を経過した後に行つたときは、人事委員会が別に定める月から行うものとする。

2 前項の場合においては、同項の規定により支給を開始し、又は改定する通勤手当の異動

月に係る支給単位数は、前二条の規定にかかわらず、一箇月とし、この場合における異動月の通勤手当の額は、第十五条の三に規定する期間を支給単位数と仮定して算定した前項の規定による開始又は改定後の通勤手当の相当額を同条に規定する期間で除して得た額から、その額のうち異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（月の中途の異動日に条例第十三条の六第一項の職員たる要件を欠くに至つた職員については、零）を減じ、月の中途の異動等の前の勤務公署に係る異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（新採職員については、零）を加えて得た額とする。

3 前二項の規定を適用する場合には、既に支給された第一項の規定による改定前の通勤手当のうち、異動月に係る通勤手当の相当額（異動月が同項の規定による改定前の通勤手当の支給単位数期間が開始する月の場合においては、零）は、前項に規定する異動月の通勤手当の内払とみなす。この場合において、当該異動月に係る通勤手当の相当額が、同項に規定する異動月の通勤手当の額よりも大きいときは、月の中途の異動等を条例第十三条の六第六項の人事委員会規則で定める事由とし、人事委員会が別に定めるところにより、その差額を返納するものとする。

4 第一項に規定する職員に準ずる事由により月の中途において通勤の実情の変更を生ずる職員については、同項に規定する職員との権衡上必要と認められる限度において、前三項の規定の例により、通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項又は前項に規定する職員の通勤手当の支給及び返納については、別に人事委員会が定める。

6 第一項又は第四項の規定による通勤手当の額の決定若しくは改定又は返納が、他の職員に比して著しく権衡を失するものと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日までの間に月の中途において人事委員会の指定する事由により、新たに職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）第十三条の六第一項の職員たる要件が具備されるに至つた職員又は通勤の実情の変更を生じた職員のうち、当該事由をこの規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十五条の五第一項に規定する事由として改正後の規

則の規定を適用したならば、同条第二項に規定する額が、この規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則の規定に基づき既に支払われた通勤手当のうち、その月に係る通勤手当の相当額よりも大きくなるものについては、その差額に相当する額をその月の通勤手当として、当該既に支払われたその月の通勤手当に追加して支払うものとする。これに準ずる事由があると任命権者が認める職員についても、同様とする。

3 前項に規定する事由の生じた日が、通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年大分県人事委員会規則第三十四号）の施行の日前である場合において、同項の規定により改正後の規則第十五条の五第二項に規定する額の算定を行うときは、改正後の規則第八条の二の規定の適用については、同条中「別表」とあるのは、「通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年大分県人事委員会規則第三十四号）による改正前の通勤手当の支給に関する規則別表」とする。